

蟹江町観光協会規約

(目的)

第1条 本会は蟹江町における観光事業の振興を促進するとともに郷土文化の向上に資し、併せて産業と経済の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は蟹江町観光協会と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は蟹江町役場内に置く。

(構成)

第4条 本会の趣旨に賛同する観光事業者及び関係団体並びに関係者をもって構成する。

(事業の内容)

第5条 本会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝を行い、観光客を誘致すること。
- (2) 観光に関する情報及び資料の収集に関すること。
- (3) 観光に関する施設の設置管理に関すること。
- (4) 観光に関する諸団体との連絡協調に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと。

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、本会の所定の会費を負担する観光事業者及び関係団体等とする。
- 3 賛助会員は本会の趣旨に賛同するものとする。

(会費)

第7条 本会の会費は、毎事業年度所定の納期までに納入するものとする。

- 2 会費の一口の金額は1,000円とし、正会員は3口以上とする。
- 3 前条第2項の規定にかかわらず、特別な団体等については会費の負担を免除することができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名以内

理事 若干名

監事 2名

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 専務理事は必要に応じて置くものとし、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 監事は会長、副会長、専務理事又は職員の職を兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、本会の会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し本会の重要事項を審議する。

4 監事は本会の業務及び経理を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。但し、役員が公職及び団体に所属する場合はその任期中とし、異動の際は後任者がその残任期間を自動継承するものとする。

(名誉会長、顧問)

第12条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は理事会に諮り、会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は本会の運営について会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるができる。

(総会)

第13条 総会は本会の正会員をもって構成する。

2 総会は毎年1回通常総会を開催する。但し、会長が必要であると認める場合は臨時総会を開催することができる。

3 総会の議事は、出席正会員の過半数によって決定し、可否同数の場合は、

議長がこれを決定する。

4 総会の議長は会長をもって充てる。

(総会の附議事項)

第14条 総会において次の事項を附議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 予算、決算の認定
- (3) 事業計画、事業報告
- (4) 理事、監事の選任
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会)

第15条 理事会はすべての理事をもって構成する。

2 理事会は会長が招集する。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

4 理事会の議長は会長をもって充てる。

(理事会の附議事項)

第16条 理事会において次の事項を附議する。

- (1) 総会に提出する提案事項
- (2) 会長、副会長及び専務理事の選任
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第18条 本会の経費は会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

附 則

1 この規約は、昭和54年8月14日から施行する。

2 蟹江町観光開発協議会規約（昭和41年規約第1号）は、廃止する。

附 則（平成25年規約第1号）

この規約は、平成25年4月25日から施行する。

附 則（平成27年規約第1号）

この規約は、平成27年4月20日から施行する。